

## 山梨県立美術館レストランの運営に関する確認書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県立美術館レストランの運営に関して、次の条項により確認書を交換する。

### （目的）

第1条 乙は、山梨県立美術館（以下「美術館」という。）における利用者等の利便性の確保とサービス向上を図るため、美術館レストランを運営するものとし、甲はこれを承諾する。

2 乙はこの確認書のほか、「山梨県立美術館レストラン運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の定めるところに従い、前項に規定するレストラン運営に関する業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

3 前項のほか、乙は、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、業務を行わなければならない。

### （運営期間）

第2条 運営期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### （業務の実施場所）

第3条 乙は、仕様書で定める施設を使用して業務を履行するものとする。

### （行政財産の目的外使用許可）

第4条 乙は、業務の実施にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可を受けなければならない。

### （法令遵守）

第5条 乙は、委託業務の履行にあたり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 乙は、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等について、全てその責任と負担において行わなければならない。

### （権利義務譲渡の禁止）

第6条 乙は、業務から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

### （委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を自ら行うものとし、他の者にその業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

### （光熱水費等の負担）

第8条 乙は、業務の実施にあたり、甲が設置した電気及び上下水道の使用量を計る専用メーターが表示する使用量等から計算した電気及び上下水道の料金を負担するものとする。

### （業務の監督及び調査）

第9条 甲は、乙に対して業務の処理状況について臨時に調査を行い、又は、必要な報告を求めることができる。

2 甲は、前項の場合において改善の必要を認めるときは、乙に対し改善を求めることができるものとする。

3 乙は、前項の求めを受けたときは、甲の求めに従って速やかに改善するものとする。

4 前項の改善のために要する経費は、乙が負担するものとする。

### （事故発生時の報告等）

第10条 乙は、業務の実施にあたり、事故その他業務を継続しがたい事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、美術館内の施設設備をき損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、乙の負担により原状復旧するものとする。

(基本的な設備機器の設置と管理)

第11条 甲は、業務の実施に必要と認められる基本的な設備機器を「設備機器一覧」のとおり設置するものとし、乙は、それ以外の什器等を設置するものとする。

2 乙は、前項により設置された基本的な設備機器を業務の他に使用してはならない。

3 第1項により設置された基本的な設備機器の修繕、更新等に要する費用は原則県が負担する。

4 第1項により設置された基本的な設備機器を紛失、き損又は盗難にあった場合は、乙の負担により同等品を補充するものとする。ただし、災害その他の乙の責めに帰することのできない事由による場合は、この限りでない。

(運営承諾の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第1条に定める運営の承諾を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 運営期間内に業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認めるとき。

(3) 業務の履行に当たり、不正な行為があると認めるとき。

(3) この確認書又は仕様書に違反したとき。

(4) 第4条による行政財産使用許可が取り消されたとき。

(5) 前各号のほか乙の責に帰する事由により、乙に業務を継続させることが困難と甲が認めたとき。

(6) 乙又は乙の役員等が次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定により運営の承諾が解除された場合であって甲に損害が生じたときは、乙は、甲の請求に基づき、損害を賠償しなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第13条 業務の履行にあたり、乙が甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が乙の責に帰しがたい事由による場合においては、甲と乙が協議して定めるものとする。

(乙による業務の中止請求)

第14条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより業務の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この業務の中止を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより業務の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(施設等の返還及び原状回復)

第15条 本業務が期間満了、解除又はその他の事由により終了した場合、乙は、施設等を原状に回復して甲に引き渡さなければならない。ただし、経年劣化及び通常の用途に従って使用した損耗等は除くものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この業務から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、業務の実施にあたり知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。運営期間が終了し、又は運営承諾の解除がされた後においても、同様とする。

(確認書に定めのない事項)

第18条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に関し疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以上の各条項について、甲乙はこれを承認し、本確認書を2通作成し、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙